

# 令和7年度 第3回 四国地方整備局事業評価監視委員会 審議結果（速報）

12月5日に開催した『令和7年度 第3回 四国地方整備局事業評価監視委員会』の審議結果（速報）につきまして、別紙のとおりお知らせします。

委員会資料は、後ほど四国地方整備局HPに掲載します。

トップページ → 事業関連情報 → 事業評価 → 令和7年度

令和7年12月5日  
国土交通省四国地方整備局

【問い合わせ先】○：主たる問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局

企画部 事業調整官

はまだ ひさよし  
濱田 向啓

○企画部 企画課 課長補佐

まつさか よしひと  
松坂 善仁

TEL：087-811-8308（直通）

# 令和7年度 第3回 四国地方整備局事業評価監視委員会 審議結果（速報）

1. 日 時：令和7年12月5日（金） 14:00～16:10

2. 会 場：高松サンポート合同庁舎 13階 災害対策室

## 3. 出席者

委 員：上田委員長、浅川委員、岡田委員、森岡委員、山中委員

四国地整：局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、河川部長、道路部長  
港湾空港部長、営繕部長 他

## 4. 議事内容

### ○対象事業一覧

### ○事業再評価案件の重点化・効率化判定（第3回審議案件）

### ○再評価（2件）

- ・重信川水系直轄砂防事業
- ・高知港海岸 直轄海岸保全施設整備事業

### ○事後評価（3件）

- ・一般国道32号 猪ノ鼻道路
- ・一般国道56号 中村宿毛道路
- ・一般国道55号 高知南国道路

### ○報告（3件）

- ・土器川直轄河川改修事業
- ・吉野川総合水系環境整備事業
- ・那賀川総合水系環境整備事業

## 5. 審議・報告結果

○事業再評価案件の重点化・効率化判定（第3回審議案件）について事務局（案）が了承された。

○再評価対象事業について審議し以下の結論を得た。

- ・重信川水系直轄砂防事業

「事業継続」とする事業者の判断は妥当である。

- ・高知港海岸 直轄海岸保全施設整備事業

「事業継続」とする事業者の判断は妥当である。

○事後評価対象事業について審議し以下の結論を得た。

- ・一般国道32号 猪ノ鼻道路

「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は妥当である。

- ・一般国道56号 中村宿毛道路

「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は妥当である。

- ・一般国道55号 高知南国道路

「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」とする事業者の判断は妥当である。

○報告事項について、以下の報告を行った。

- ・土器川直轄河川改修事業

- ・吉野川総合水系環境整備事業

- ・那賀川総合水系環境整備事業

以上